

平成 28 年 3 月 23 日

日新総合建材株式会社の 産業競争力強化法に基づく事業再編計画を認定しました

経済産業省は、本日、産業競争力強化法第 24 条第 1 項の規定に基づき日新総合建材株式会社から提出された「事業再編計画」を認定しました。

当該計画は、日新製鋼株式会社の塗装・建材事業の一部を会社分割により、日新総合建材株式会社に承継するものです。

これにより、日新総合建材株式会社は、会社間の事業の重複を排除した上で、製造から販売までのバリューチェーンを一体的に経営することで、企業価値の更なる向上を目指します。

1. 事業再編計画の認定

日新総合建材株式会社から提出された「事業再編計画」について、産業競争力強化法第 24 条第 1 項の規定に基づき審査した結果、同法第 2 条第 11 項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、「事業再編計画」の認定を行いました。

今回の認定により、日新総合建材株式会社は、会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減措置を受けることが可能となります。

2. 事業再編計画の実施時期

開始時期 平成 28 年 4 月 ～ 終了時期 平成 31 年 3 月

3. 申請者の概要

名 称: 日新総合建材株式会社

資 本 金: 1,500 百万円

代 表 者: 代表取締役社長 中尾 卓

本社所在地: 東京都江東区東陽3丁目23番22号

(参考) 法律・関連した支援制度の詳細は下記特設 URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局鉄鋼課 山下 隆也

担当者: 田村、引地

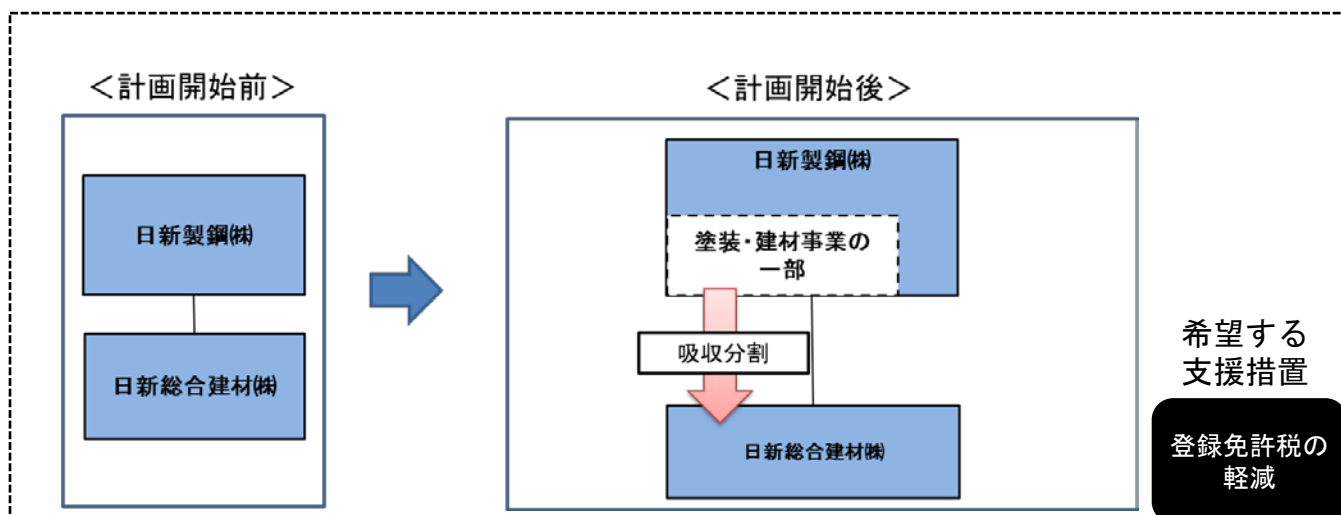
電 話: 03-3501-1926(内線 3661)

日新総合建材株式会社の「事業再編計画」のポイント

当該計画において、4月1日に日新製鋼株式会社の塗装・建材事業の一部を会社分割により、日新総合建材株式会社に承継する。

これにより、日新総合建材株式会社は、会社間の事業の重複を排除した上で、製造から販売までのバリューチェーンを一体的に経営することで、企業価値の更なる向上を目指す。

また、同日付けで日新総合建材株式会社は「日新製鋼建材株式会社」に商号変更を行う。



※日新総合建材株式会社は4月1日づけで日新製鋼建材株式会社に商号変更

【生産性の向上】

・従業員一人当たりの付加価値額を平成31年3月までに8%向上させる。

【財務の健全性】

・有利子負債/キャッシュフロー ▲2.4倍
 ・経常収支比率 104.9%

【新商品の開発】

・新商品の売上高を計画最終年度(平成30年度)において、総売上高比1.3%以上とする。

【計画の実施期間】

・平成28年4月～平成31年3月

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成28年3月23日

2. 認定事業者名

日新総合建材株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

（1）事業再編に係る事業の目標

日新総合建材株式会社（以下、日新総合建材）は、塗装鋼板を販売すると共に、めっき鋼板および塗装鋼板を材料とした金属製の屋根・壁部材などの建築部材および鋼板加工品を製造・販売している。また、日新総合建材の親会社である日新製鋼株式会社（以下、日新製鋼）は、めっき鋼板および塗装鋼板を製造しユーザーに販売すると共に、日新総合建材の建築部材、鋼板加工品の材料を日新総合建材に販売している。

国内における塗装鋼板・金属建築部材および鋼板加工品事業（以下、塗装・建材事業）の経営環境を俯瞰するに、事業の対象となる住宅市場は、新規住宅着工戸数の数値等が示すように長期的な減少傾向で推移しており、将来においても少子化の進展・総人口の減少が見込まれることより停滞あるいは縮小傾向が継続すると予想される。

国内住宅市場の停滞あるいは縮小傾向が想定される中において、金属製の建築部材は、瓦等の窯業系材料を代表とする他素材と比較した場合に、軽量・加工性・リサイクル性などの特長がありリフォーム事業などで手堅い需要が期待できる商品となっている。

日新総合建材と日新製鋼は、国内住宅市場を対象とした塗装・建材事業に関し、市場環境の変化に迅速に対応しニーズを把握・市場に適した商品の開発・供給を目的に、日新製鋼から塗装・建材事業の一部を分割し日新総合建材に吸収する事業再編（以下、本事業再編）を実施する。また、日新総合建材は、平成28年4月1日より商号を「日新製鋼建材株式会社」（以下、日新製鋼建材）に変更する予定である。

（2）生産性の向上を示す数値目標

平成30年度には平成26年度と比べて、従業員一人当たり付加価値額を8.0%向上させることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

塗装鋼板・金属建築部材および鋼板加工品の製造および販売事業

<選定理由>

日新製鋼は、明治41年に前身である田中亜鉛鍍金工場の創業当初から、表面処理鋼板の製造を行っており「月星印」のブランド名は業界に広く知られている。なかでも、市川製造所（千葉県市川市）は、表面処理鋼板の生産拠点として、めっき鋼板・塗装鋼板の製造を担っている製造所である。

一方、日新総合建材は、塗装鋼板・金属建材商品ならびに鋼板加工品を製造販売する、日新製鋼グループの中で建材向け商品の製造販売に特化した企業として位置づけられている。

平成23年には、塗装鋼板・金属建材商品ならびに鋼板加工品の製造に関し、日新総合建材および日新製鋼の生産効率の向上を目的に、塗装鋼板および金属建材商品、鋼板加工品を製造していた日新総合建材／八千代工場（千葉県八千代市）を休止し、生産拠点を日新製鋼・市川製造所の構内に移管した。これにより、同一敷地内での金属建材商品の一貫製造が可能な生産体制の構築を実現したが、更に、本事業再編を実施することにより更なる事業の効率化を進めていくこととする。

②実施する事業の構造の変更と分野又は方式の変更の内容

日新製鋼の建材向け鋼板販売事業、めっき鋼板・塗装鋼板の製造拠点のひとつである市川製造所での鋼板製造事業、および日新総合建材に貸与している呉工場および大阪工場の事業用地を会社分割により日新総合建材に承継する。

事業の承継により、塗装・建材事業に関する経営判断が日新製鋼建材に一元化する体制となり、事業活動の迅速化ならびに効率化を進めることができると共に、生産体制においても、日新製鋼／市川製造所全体を日新総合建材に分割承継することで、同一敷地内で操業している日新総合建材の2工場（塗装建材工場(金属建材製造工場)、市川工場(鋼板加工品工場)）との一体運営が可能となり、納期対応力の向上、仕掛在庫圧縮などが期待でき、また、管理部門の一体化など持続的な工場運営の効率化を図ることができる。また、日新製鋼から賃借している鋼板加工事業用地（呉工場土地・建屋、大阪工場土地）を承継することで、賃借料負担の軽減による収益基盤の強化と、鋼板加工品生産体制を見直す場合の手続きの簡素化を図ることも可能となる。

なお、当該事業再編計画による事業所運営の効率化は、当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造になく、さらに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではない。

(事業の構造の変更)

- ・ 塗装・建材事業の分社化（分社型吸収分割）

<分割会社>

名称：日新製鋼株式会社

住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

代表者の氏名：代表取締役社長 三喜 俊典

資本金：30,000 百万円

<承継会社>

名称：日新総合建材株式会社

(平成28年4月1日日新製鋼建材に商号変更予定)

住所：東京都江東区東陽3丁目23番22号

代表者の氏名：代表取締役社長 中尾 卓

資本金：1,500 百万円

- ・ 本件吸収分割は、完全親子会社間において行なわれるため、本件吸収分割に際して株式の割当て、その他对価の交付は行わない。
- ・ 分割予定日：平成28年4月1日

(事業の分野又は方式の変更)

日新製鋼が行なっている建材向け鋼板事業を日新総合建材に移管する。建材向け鋼板販売と日新総合建材が有する金属建築部材販売とを一括して営業展開することにより、お客様からの要望を一元的にかつ迅速に捉えることが可能となり、新たな建築部材の商品開発に繋げることで、市場ニーズに応じていく開発サイクルを回していく。

製造においては、日新製鋼/市川製造所を日新総合建材に事業分割することで、同一敷地内で操業している日新総合建材の塗装建材工場および市川工場と一体化した工場運営を実現する。工場の一体運営により、生産の効率化を図ると共に、塗装・建材商品の短納期生産体制に取り組み、お客様が要求されるタイミングでの製品供給を可能としていく。

住宅用屋根材は、軽量の屋根材のニーズが高まっており、金属屋根の新商品の開発・製造・販売を開始し、平成30年度には、当該新商品の売上高を当社の全売上高の1.3%以上とすることを目標とする。

(2) 事業再編を行う場所の住所

日新総合建材株式会社 本社

東京都江東区東陽3丁目23番22号

日新製鋼株式会社 本社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(3) 関係事業者・外国関係法人に関する事項
該当なし

(4) 事業再編を実施する為の措置の内容
別表のとおり

5. 事業再編の実施時期

開始時期：平成28年4月

終了時期：平成31年3月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成28年1月末時点）

日新製鋼（塗装・建材事業の従事者） 236名

日新総合建材 335名

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

日新製鋼（塗装・建材事業の従事者） 0名

日新製鋼建材 589名

(3) 事業再編に充てる予定の従業員数

日新製鋼（塗装・建材事業の従事者） 0名

日新総合建材 589名

(4) (3)中、新規に採用される従業員数

日新製鋼株式会社 0名

日新製鋼建材 36名

(5) 事業再編に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数

（日新から日新製鋼建材へ） 235名

転籍予定人員数 0名

解雇予定人員数 0名

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当無し

別表

事業再編の措置の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 期待する支援措置 |
|--|--|---|
| 法第2条第11項第1号の内容 | | |
| ロ 会社の分割 | <p><分割会社> 名称：日新製鋼株式会社 住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 代表者氏名：代表取締役社長 三喜 俊典 資本金：30,000,000,000円</p> <p><承継会社> 名称：日新総合建材株式会社 (平成28年4月1日日新製鋼建材に商号変更予定) 住所：東京都江東区東陽3丁目23番22号 代表者氏名：代表取締役社長 中尾 卓 分割前の資本金：1,500,000,000円 分割予定日：平成28年4月1日</p> | 租税特別措置法第80条第1項第6号 (会社分割に伴う不動産の所有権の移転登録等の税率の軽減) |
| 法第2条第11項第2号の要件 | | |
| イ 新商品の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る商品の構成又は提供に係る役務の構成の変化 | 住宅用屋根材は、軽量の屋根材のニーズが高まっており、金属屋根の新商品の開発・製造・販売を開始し、平成30年度には、当該新商品の売上高を当社の全売上高の1.3%以上とすることを目標とする。 | |